

# 延長保育実施要綱

社会福祉法人福振会 川目保育園

## (目的)

第1 延長保育をすることにより、乳幼児及びその家庭の福祉増進に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2 ここでいう「延長保育」とは、当所に入所している乳幼児を当所の定めている保育時間（7:00～18:00）を超えて保育することをいう。

## (延長保育時間)

第3 延長保育時間は、次に定める時間とする。ただし、土、日、祭日は延長保育をしないものとする。

18時00分～19時00分（1時間）

## (利用の申し込み)

第4 延長保育を希望する乳幼児の保護者は、延長保育の開始を希望する日の属する月の前月末日までに、延長保育利用申込書（様式第1号）を園長に提出しなければならない。

2 園長は、前項の申し込みがあった場合は、延長保育を承認し、延長保育利用承認通知書（様式第2号）により、当該申込者に通知するものとする。

## (利用中止の届出)

第5 承認通知を受けた者が、利用を中止しようとするときは、あらかじめ延長保育利用中止届け（様式第3号）により、園長に届け出なければならない。

2 園長は、前項の届出があった場合は、延長保育の承認を取り消し、延長保育取り消し通知書（様式第4号）により、当該届出者に通知するものとする。

## (費用の負担)

第6 延長保育の承認通知を受けた乳幼児の保護者は、別表に定める費用負担をしなければならない。

## 別表（第6関係）

承認通知を受けた乳幼児の属する世帯の階層区分		費用負担額(月額)
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む）	0円
B	A階層を除き前年分（1月1日から3月31日までの間の申込みにあつては、前々年分。以下同じ。）の所得税及び前年度分の市町村民税の非課税世帯	0円
C	A階層、D階層及びE階層を除き前年度分の市町村人税の課税世帯	1,500円
D	A階層を除き前年度分の所得税の課税世帯で、所得税額が16万円未満の世帯	2,200円
E	A階層を除き前年度分の所得税の課税世帯で、所得税額が16万円以上の世帯	3,000円

備考 同一世帯に延長保育を受ける乳幼児が2人以上いる場合においては、盛岡市社会福祉施設負担金徴収規則（昭和62年規則第5号）別表第3の備考3及び備考4の規程を準用する。この場合において、これらの規定中「負担金の額」とあるのは、「費用負担額」と読み替えるものとする。